

施設型給付費等にかかる処遇改善等 加算IIの研修受講要件等の見直し

大阪府福祉部子ども室

子育て支援課

1 概要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー（月額4万円の処遇改善）・職務分野別リーダー・若手リーダー（月額5千円の処遇改善）等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組み施設・事業所に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用に係る公定価格上の加算を創設する。

2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行う（処遇改善等加算Ⅰと同様）。
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

＜月額4万円の処遇改善の対象者＞

- ・ 副主任保育士等の職位の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ 4分野以上の研修を修了していること

＜月額5千円の処遇改善の対象者＞

- ・ 職務分野別リーダー等の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ 担当分野の研修を修了していること

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

※ 研修に関する要件については、2022年度を目的に研修受講の必須化を目指す

- ・ 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

3 職員への配分方法

- ・ 月額4万円又は月額5千円の加算対象人数分（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5）を支給。
- ・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を加算対象人数の1/2（端数切り捨て）以上確保した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分（月額5千円～4万円未満）。
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数以上確保する（月額5千円～副主任保育士等の最低額）。
- ・ 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可（2022年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内。）。

処遇改善等加算Ⅱに係る研修要件

	保育所・地域型保育事業	幼稚園	認定こども園
実施主体	① 都道府県 ② 指定団体（市町村、指定保育士養成施設又は研修実績を有する非営利団体）	① 都道府県または市町村（教育委含む） ② 幼稚園団体のうち加算認定自治体が適当と認めるもの ③ 大学等 ④ その他加算認定自治体が適当と認めるもの	① 都道府県または市町村（教育委含む） ② こども園・幼稚園・保育関係団体のうち加算認定自治体が適当と認めるもの ③ 大学等 ④ その他加算認定自治体が適当と認めるもの
内容	「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」で詳細を規定	幼稚園教諭要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの	教育・保育要領、幼稚園教育要領・保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの
対象者・受講時間	① 副主任保育士（60時間以上） ※ 専門分野3つ以上+マネジメント ② 専門リーダー（60時間以上） ※ 専門分野4つ以上 ③ 職務分野リーダー（15時間以上） ※ 担当する専門分野	① 中核リーダー（60時間以上） ※ うち15時間以上のマネジメント ② 専門リーダー（60時間以上） ③ 若手リーダー（15時間以上）	① 副主幹保育教諭（60時間以上） ※ うち15時間以上のマネジメント ② 専門リーダー（60時間以上） ③ 若手リーダー（15時間以上）
園内研修での短縮	1分野最大4時間	60時間以上の場合15時間以内 15時間以上の場合4時間以内	60時間以上の場合15時間以内 15時間以上の場合4時間以内

※ 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修要件について

（令和元年6月24日付 府子本第197号・元初幼教第8号・子保発0624第1号）